

## 令和7年12月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和7年11月21日（金） 開会 午後1時59分  
閉会 午後2時23分

場所 議会運営委員会室

出席委員 横川雅也委員長

逢澤圭一郎副委員長、権守幸男副委員長

高橋稔裕委員、渡辺大委員、美田宗亮委員、宇田川幸夫委員、荒木裕介委員、

齊藤邦明委員、新井一徳委員、中屋敦慎一委員、小島信昭委員、

町田皇介委員、水村篤弘委員、戸野部直乃委員、平松大佑委員、伊藤はつみ委員

出席者 白土幸仁議長、飯塚俊彦副議長

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史副知事、都丸久企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

## 委員長

1 12月定例会の付議予定議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

## 堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、12月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明する。サイドブックの「埼玉県議会令和7年12月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和7年12月定例会付議予定議案件名総括表」である。

12月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算5件、条例7件、工事請負契約の締結2件、訴えの提起2件、事件議決33件の計49件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、専決処分報告が2件、環境の状況に関する年次報告が1件の計3件であり、合わせて52件となる。議案の詳細については、このあと企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

初めに、補正予算案については、八潮市内で発生した下水道管の破損及び道路陥没への対応のための予算措置を講じるとともに、公共事業等の施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るなど、当面对応すべき事業について編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、24億764万1千円の減額、流域下水道事業会計を含む公営企業会計の補正予算額は、合計で54億8,616万6千円の増額となった。

次に、条例については、新規条例1件を含む7件である。主なものとしては、新規条例としてカスタマーハラスメントの防止に関し、基本理念や各主体の責務、県の施策等を定める「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」がある。

また、工事請負契約の締結については、さいたまスーパーアリーナ空間内大規模改修工事の請負契約の締結に係るもの2件である。

このほか、県営住宅の明渡し等を求める訴えの提起、事件議決として、県の公の施設における指定管理者の指定に関するもの29件などについて、議決を求めるものである。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

## 企画財政部長

お許しを頂いたので、議案等の詳細を御覧いただいている資料により説明する。

それでは、3ページにある資料1「埼玉県議会令和7年12月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたい。

まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく説明する。

5ページを御覧願う。「条例」について説明する。

1番は、政党助成法等の一部改正に伴い、支部報告書等の写しの交付手数料を新設するとともに、電磁的記録による少額領収書等の写しの交付に係る手数料の額を定める等するものである。

2番は、市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、処理する市町村が拡大する事務として、農地転用の許可を新たに行田市に移譲するなど3事務を移譲するほか、移譲を行う事務範囲の拡大として林地開発行為者が正当

な事由なく当該行為の中止・復旧命令に従わない場合の公表の事務を春日部市等へ移譲するものなどである。

6ページを御覧願う。3番は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待等の禁止に係る規定を追加するものである。

4番は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、児童福祉施設等において健康診断を行わないことができる規定を追加するものである。

7ページを御覧願う。5番は、埼玉県産業技術総合センターに新たに導入した試験研究機器に係る使用料の額及びその機器を用いた依頼試験に係る手数料の額を定めるとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料及びそれらを用いた依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止するものである。

8ページを御覧願う。6番は、誰もが安心して働くことができる就業環境を整備し、事業者が安定した事業活動を継続できる環境を構築するとともに、顧客等の豊かな消費生活及び公正な取引を促進し、相互に尊重し合える社会の実現を図るため、カスタマーハラスメントの防止に関し、基本理念や各主体の責務、県の施策など必要な事項について新たに条例を定めるものである。

9ページを御覧願う。7番は、都市公園の公園施設の利用料金等の上限額を改定するとともに、公園施設の設置管理許可に係る使用料の額を改定等するものである。条例については以上である。

10ページを御覧願う。「工事請負契約の締結」である。

1番、2番共にさいたまスーパーアリーナ空間内大規模改修関連である。1番は、建築・電気工事を行うもので、請負金額は22億770万円、契約の相手方は大成建設株式会社である。

2番は、機械工事を行うもので、請負金額は10億7,250万円、契約の相手方は大成設備株式会社である。

11ページを御覧願う。「訴えの提起」である。

1番は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者1名に対して、2番は、県営住宅を不法に占有している者2名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するものである。

12ページを御覧願う。「事件議決」である。

1番は、令和8年度における本県の宝くじの発売限度額を420億円とするものである。

2番から21ページの30番までは、「指定管理者の指定について」である。29件31施設について、指定管理者の指定を行うものであり、指定期間は基本的に5年間であるが、12番の埼玉県伊豆潮風館のみ2年間である。選定方法は基本的に公募であるが、27番の特別県営住宅及び28番の特定公共賃貸住宅のみ随意である。

22ページを御覧願う。31番は、埼玉県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、地方自治法第206条第1項の規定に基づく審査請求があり、同条第2項の規定により諮問するものである。

32番は、独立行政法人埼玉県立病院機構が令和8年度からの5年間で達成すべき第2期中期目標を定めるものである。

23ページを御覧願う。33番は、市野川流域下水道の維持管理に要する経費について、関係3町の負担額を改定することについて、議決を求めるものである。議案については、以上である。

次の24ページからは「報告事項」である。

まず、「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。1番は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、必要となる規定の整備を行ったものである。

2番は、県が実施した毒物劇物取扱者試験問題の正答誤りに係る損害賠償の額を定めるものであり、損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行ったものである。

25ページを御覧願う。「年次報告」であり、埼玉県環境基本条例に基づき、令和6年度における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について、議会に報告するものである。

報告事項については、以上である。

続いて、補正予算案を説明させていただく。26ページを御覧願う。資料2「令和7年度12月補正予算案の概要」を御覧いただきたい。補正予算の内容は、資料にあるとおり、(1)から(3)までの三つに整理している。それぞれの詳細は後ほど説明する。

27ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。

今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で24億764万1千円の減額、公営企業会計で54億8,616万6千円の増額、合計で30億7,852万5千円の増額となっている。

「2 補正予算の財源内訳」については、今回の一般会計の補正では国庫支出金、繰入金及び県債を財源としている。

28ページを御覧願う。「3 主な補正予算の内容」について説明する。

まず、「(1) 下水道管の破損及び道路陥没への対応」についてである。

流域下水道事業会計において、破損した下水道管の仮復旧完了後の県道仮復旧や仮設物の撤去等の復旧工事のほか、ガス・電気等のインフラ施設管理者が対応に要した費用の補償等を行うものである。

次に、「(2) 公共事業等の施工時期の平準化、適正工期の確保等」についてである。「ア 施工時期の平準化等」については、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を設定し、端境期である年度当初の工事量を適切に確保することで、施工時期の平準化を図るものなどである。

「イ 適正工期の確保」については、年度内に完成しないことが明らかになった工事等について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

29ページを御覧願う。次に、「(3) その他」についてである。

「ア 屋内50m水泳場の整備」については、賃金及び物価水準の変動によるスライド条項の適用に伴い事業契約額を増額するため、債務負担行為を設定するものである。

「イ 農業水利施設における光熱費高騰等への対応」については、省エネ化等に取り組む施設管理者へ支援金を交付するものである。

「ウ 家畜保健衛生所機能強化事業費の継続費の変更」については、工事請負業者における人員の確保等に想定以上の時間を要したため、事業期間の延長及び年割額の変更を行うものである。

「エ 大久保浄水場高度浄水処理施設整備事業の継続費の変更等」について、(ア)は、水道用水供給事業会計において、土壌汚染物質の対策等に伴う事業期間の延長及びスライド条項の適用に伴う総額の増額を行うものである。また、これに伴い、(イ)は今年度の水道用水供給事業会計への一般会計からの出資金を減額するものである。

30ページを御覧願う。「オ 久喜高柳地区産業団地整備事業の継続費の変更」については、地域整備事業会計において、地中の廃棄物を撤去及び処分するため事業期間を延長するとともに、年割額を変更するものである。

次に、31ページから37ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、12月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

**委員長**

2 請願の受付状況についてだが、議事課長から説明願う。

**議事課長**

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、12月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

**委員長**

3 12月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、資料1を御覧願う。  
委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

**委員長**

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、民主フォーラム2名、公明2名、県民1名、共産党1名ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民主フォーラム1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、共産党1名。3日目、自民2名、民主フォーラム1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局から配布するので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる11月28日(金)の正午までとするので、よろしく願います。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。したがって、質疑・質問1日目の12月5日(金)に係るものについては、一問一答式の場合は12月2日(火)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、12月3日(水)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 全国都道府県議会議長会自治功労者表彰議員の氏名報告についてだが、資料2のとおり、去る10月30日、全国都道府県議会議長会から、在職25年以上の議員として88番小島信昭議員が、在職20年以上の議員として87番鈴木正人議員が、在職10年以上の議員として32番松坂喜浩議員、46番石川忠義議員、50番木下博信議員、52番美田宗亮議員、53番吉良英敏議員、54番松澤正議員、55番宇田川幸夫議員、56番飯塚俊彦議員、57番内沼博史議員、62番岡田静佳議員、63番細田善則議員、64番永瀬秀樹議員及び私が、自治功労により表彰された。

については、開会日・12月1日(月)の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 テレビ広報番組についてだが、資料3及び資料4に基づき、政策調査課長から説明願う。

## 政策調査課長

資料3、本会議のテレビ中継予定（案）を御覧願う。

これまでと同様、12月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。閉会日の委員長報告は生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。9月定例会と同様に、今定例会の開会日の生中継は行わない。

また、一般質問の録画放送に係る編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね1週間後の、20時から21時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料4「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の様態等をテレビカメラにより収録させていただき、「12月定例会ダイジェスト」として、1月18日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

## 委員長

6 埼玉県議会主要会派代表者討論会について、資料5に基づき私から報告させていただく。

6月定例会の本委員会において、6月、9月及び12月定例会における開会日生中継を取りやめ、主要会派代表者による討論番組を制作、放送することについて御了承を頂いた。主要会派代表者討論会については、今週月曜日・17日にテレビ埼玉のスタジオで収録を行った。討論のテーマは、「今後どうなる？埼玉県の行財政運営～国の財源確保策が及ぼす地方自治体への影響について～」である。放送日時は、12月25日の19時からとなる。また、1月12日に再放送も予定している。放送後は、県議会公式YouTubeからの動画配信も予定している。番組の出演者は、主要会派代表者5名のほか、ファシリテーターとして埼玉大学教授の長田健さん、ゲストとして伊奈町出身の藤咲彩音さん、テレビ埼玉の野口美和アナウンサーに司会を務めていただいた。

番組の放送については、県議会のホームページや公式X、県の公式LINEでも周知を行う。また、議員の皆様にもメールを送付するので、番組の周知について御協力願う。

## 委員長

7 予算特別委員会についてだが、今年度も2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置し、審査を頂きたいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

## 委員長

それでは、12月定例会中の本委員会において、予算特別委員会の設置に向けた御協議をお願いしたいので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

## 委員長

8 地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類の正誤表についてだが、資料のとおり知事から提出された。この件について、執行部から発言を求められているので、これを許す。

## 堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類の正誤表について説明する。

9月定例会で提出した令和6年度行政報告書の中に誤りがあった。具体的には、配布した正誤表のとおり、特別支援学校の学級編制のうち、知的障害の区分について集計誤りを原因として誤った数値を報告していた。

今後はこのようなことがないように、既存のチェックリストの充実を行うなど、十分に注意していく。誠に申し訳ない。

本件については、開会日の本会議における提案説明において、知事からお詫びして訂正させていただきたいと存じるので、よろしくお取り計らいくださるようお願いする。

どうぞよろしくお願いする。

## 委員長

この件については、開会日・12月1日（月）の本会議冒頭で議長から報告することとするので、御了承願う。

< 了 承 >

## 委員長

9 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、12月定例会開会日・12月1日（月）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >